

建設工事等指名業者選定基準

[平成7年4月1日制定]

(趣旨)

第1条 この基準は、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第20条の規定に基づき、指名競争入札により契約を締結しようとする場合における入札参加者（以下「指名業者」という。）の選定について必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱（昭和55年4月1日制定。以下「要綱」という。）第10条に基づく帯広市競争入札指名委員会（以下「指名委員会」という。）が要綱第13条の規定による指名業者を選定するに当たっては、帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名基準の運用基準（平成6年12月1日制定）に掲げる事項に留意するとともに、指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

(選定の方法)

第3条 帯広市建設工事競争入札参加資格者の格付に関する要領（平成21年4月1日制定）第2条に規定する格付工種の場合は、同要領別表2の該当する工事の設計金額に相応する等級に属する建設工事等入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）の中から、また、格付工種以外の工種の場合は、その工事等種別に属する有資格者の中から選定するものとする。ただし、格付工種の場合で次の各号に該当するときは、当該各号に定める者を選定することができる。

- (1) 専門的な技術を必要とする特殊工事にあつては、前項の規定により選定した指名業者が少数である場合は、等級にかかわらず選定することができる。
- (2) 高度な技術を必要とする工事、選定又は施工に際し特殊な事情等で制約を受ける工事及びその他市長が特に必要と認める工事にあつては、上位等級のものを選定することができる。

(指名業者の数)

第4条 選定する指名業者の数は、3者以上とする。ただし、特殊又は特別な技術を要する工事及びその他工事等の種類・内容等により、指名すべき者が3者に満たないときは、この限りではない。

- 2 発注契約の予定価格設定者が帯広市財務規則（昭和55年規則第28号）別表2及び別表3に規定する部長以上の専決に属するものにあつては、前項の規定中「3者」とあるのは、「5者」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。